　　桜高福発第67号

令和６年７月１日

介護職員処遇改善加算算定事業者 様

桜井市高齢福祉課長

令和５年度　介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出について

平素は本市の介護保険業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和５年度に算定した介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について、下記実績報告書を提出してください。

記

１　提出書類

**※桜井市の地域密着型サービスと桜井市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号事業でそれぞれ算定した場合は、２部提出していただきますようお願いいたします。**

　＜必須＞

【別紙様式3－1】

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書

【別紙様式3－2】

介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（施設・事業所別個表）

　＜任意＞

　　　◎賃金水準を引き下げる特別な事情がある場合

　　　　　・特別な事情に係る届出書【別紙様式5】

上記様式については、下記桜井市ホームページからダウンロードできます。

　　　桜井市ホームページ⇒組織から探す⇒福祉保健部⇒高齢福祉課⇒介護保険制度⇒令和５年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書の提出について

裏面につづく

２　提出期限

**令和６年７月３１日（水）１７時１５分まで（必着）**

　　　　※毎年４月～翌年３月までの各事業年度において、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することと定められていることから、３月のサービス提供分について支払がされる５月から起算し、翌々月である７

月末日が通常の提出期限となります。年度途中で、事業を休廃止される場合や加算の算定を取りやめる場合については、最終の加算の支払い月から起算して、翌々月の末日までに提出してください。

３　提出場所

桜井市役所 高齢福祉課（郵送または持参）

４　参考資料

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和５年３月１日老発0301第２号）

（担当・提出先）

〒633-8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 高齢福祉課

TEL：0744-42-9111

介護予防・日常生活支援総合事業担当　内線2172

地域密着型サービス担当　内線2162